

# 広島県立総合技術研究所 研究管理ガイドライン

令和8年4月

広島県立総合技術研究所

## 目 次

I	目的	1
II	用語の定義	1
III	研究の区分	1
	1 課題解決研究	1
	2 基盤研究	1
IV	研究の管理	2
	1 概要	2
	2 所長管理研究の管理方法	2
	3 センター長管理研究の管理方法	3

履歴

## I 目的

本ガイドラインは、広島県立総合技術研究所（以下、「総研」という。）が実施する研究の管理指針を示すことを目的とする。

## II 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語について、次のとおり定義する。

- ・【研究】：総研が広島県財源により実施する、研究活動のことをいう。
- ・【事業者等】：広島県内の中小企業及び農林水産事業者のことをいう。
- ・【技術支援】：事業者等に対し、総研が保有する技術により行う支援活動のことをいう。
- ・【所長】：総研の長のことをいう。
- ・【センター】：総研を構成する8つのセンターのことをいう。
- ・【センター長】：上記のセンターの長のことをいう。

## III 研究の区分

研究は、表1に記載する目的・特性により次のとおり区分する。

### 1 課題解決研究

事業者等や県行政部局（以下、「事業局」という。）からの明確なニーズがあり、保有技術では対応できない課題を迅速に解決するために、特に注力して実施する研究をいう。

### 2 基盤研究

総研が保有する技術の維持・高度化及び技術支援（課題解決研究等で総研が開発した技術の移転普及を含む。）に資する研究、課題解決研究の提案に向けた研究、新技術獲得に向けた先行技術調査・情報収集のために実施する研究等をいう。

表1 研究の区分

研究区分		目的・特性
課題解決研究	一般型	県内の複数の中小企業や農林水産事業者（以下、「事業者等」という）又は事業局の明確なニーズに基づいて、総研が複数年掛けて主体的に実施する必要がある優先度の高い研究
	共同研究型	県内の事業者等の明確なニーズに基づいて、総研と事業者等又は研究機関（以下、「共同研究者」という）が相互に技術・情報等を提供し合い、共同研究者の応分の負担（人・もの・金）を前提に実施する研究
基盤研究	所長枠	県内の事業者等で必要とされることが見込まれる技術の開発、保有技術の移転、技術支援に必要な技術の獲得及び創出された知的財産の権利化を目的として実施する研究並びにその他所長が必要と認める研究
	行政ニーズ対応型	事業局のニーズに基づいて、総研が主体的に実施する必要がある研究
	県立大学共同研究型	県立広島大学と総研が共同で、県内産業の振興や地域課題の解決に貢献することを目的として実施する研究
	センター枠	各センター長が必要と認める小規模又は萌芽的な研究並びに調査研究

## IV 研究の管理

### 1 概要

課題解決研究及びセンター枠を除く基盤研究は所長が管理する。

研究の内、課題解決研究（一般型）は複数年の実施かつ総研が特に注力して行う研究であることから、外部有識者から意見を聴取した上で研究課題を立案し、所長とセンター長で構成される会議体で実施の妥当性を評価し、所長が実施の判断を行う。研究実施中は、四半期ごとに進捗を確認する。また、実施後は成果の実績を課題立案時の評価と同様の会議体で評価する。

課題解決研究（共同研究型）及び基盤研究（所長枠、行政ニーズ対応型、県立大学共同研究型）は、課題解決研究（一般型）の管理で実施する外部有識者からの意見聴取や所長とセンター長で構成される会議体での評価を省略した管理方法とする。

基盤研究（センター枠）は他の研究より小規模であり、萌芽的研究の性質を有するため、各センター長が管理する。

### 2 所長管理研究の管理方法

管理方法としては、「研究課題の設定」、研究実施中の「進捗管理」、実施後の「振り返り」の各段階で、以のとおりに実施する。なお、具体的な管理作業手順及び資料様式は別途、「広島県立総合技術研究所 研究管理マニュアル」により定める。

#### (1) 課題解決研究（一般型）の管理方法

##### 1) 研究課題の設定

研究課題の設定は、研究開始の前年度に行う。

研究課題の企画は、複数の外部有識者\*から意見を聴取し、参考にした上で立案する。

立案された企画は、事前評価により事業者等のニーズや研究内容及び研究成果の波及効果等の視点から実施の妥当性を評価し、評価を踏まえ実施可否を所長が判断する。

事前評価及び実施可否判断の結果は、評価方法等、関連する諸情報とともに公表する。

\*外部有識者は、研究成果と直接利害関係を有しないこと、各産業分野の知識や知見を有し、県内産業振興等に資する研究課題の企画立案に関し有用な意見を述べる者を条件とし、所長が選定する。

##### 2) 進捗管理

四半期ごとに研究の進捗状況を確認し、以後の研究計画及び目標等の見直し又は研究中止の判断を行う。

##### 3) 振り返り

研究終了の翌年度以降に事後評価及び追跡評価を実施する。

事後評価では研究目標の達成状況を評価するとともに、技術移転の状況と計画を確認し、必要に応じて、追跡評価時の技術移転目標の見直しを行う。

追跡評価では、研究成果の事業者等への技術移転状況及び波及効果の実績等を評価する。

事後評価及び追跡評価の結果は、評価方法等、関連する諸情報とともに公表する。

#### (2) 課題解決研究（共同研究型）、基盤研究（所長枠、行政ニーズ対応型、県立大学共同研究型）の管理方法

##### 1) 研究課題の設定

研究課題の設定は、研究開始の前年度に行う。

企画は、事業者等のニーズや研究内容及び研究成果の波及効果等を踏まえた内容で立案し、実施可否を所長が判断する。

##### 2) 進捗管理

四半期ごとに研究の進捗状況を確認し、以後の研究計画及び目標等の見直し又は研究中止の判断を行う。

##### 3) 振り返り

第4四半期の進捗確認時において、目標達成状況等について確認・評価するとともに、実施後の研究開発活動の方向性や技術支援・移転活動等を確認する。

### 3 センター長管理研究の管理方法

基盤研究（センター枠）の管理方法は各センター長が定め、実施を決定した研究課題の概要を所長に報告する。

履歴 令和8年4月1日 策定